

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25870805

研究課題名(和文) グローバル化する国際社会における国家責任の態様- EU原子力損害賠償法を参考として

研究課題名(英文) State Responsibility in globalized world- EU Nuclear Compensation Law

研究代表者

佐藤 智恵 (SATO, Chie)

明治大学・法学部・講師

研究者番号：80611904

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：原発等の国際法違反でない行為によって生じた越境損害の責任主体について、国際法上の国家責任の理論で法的論拠を明確にすることは依然として困難である。その最大の理由は、現在では原発等の操業は国家の行為ではなく、民間企業が行う行為である点である。EUでは、環境責任指令が施行されており、同指令によると、環境損害に関し、汚染者(=事業者)が全ての責任を負うことが義務付けられている。同指令は、原発や油濁汚染等、特定の活動が適用除外されているが、グローバル化する国際社会における越境損害に伴う国際責任を考える上で、参照すべき法理論と考えられる。

研究成果の概要(英文)：It is quite difficult to find appropriate legal grounds in order to explain State responsibility for transboundary damages caused by unlawful activities such as operation of nuclear power plants. One of the reasons is: states are not operators of nuclear power plants (in many countries private entities are operators). The European Union adopted the Environmental Liability Directive and introduced polluter pay's principle. Under that Principle all liabilities for damages caused by high-risk activities shall be bore by operators. This Directive excludes some activities such as operation of nuclear power plants, oil pollution by tankers. However in the globalized world, the EU Directive suggests important legal reasoning for transboundary liability problems. EU is special, because EU is a regional integration between very similar states and this is the main reason why EU laws can have binding effects over its Member States. However, the globalize world needs to learn from EU experience.

研究分野：国際法

キーワード：EU環境法 越境損害 国家責任 国際法違反行為 原子力損害

1. 研究開始当初の背景

40年以上にわたる議論の成果として、2001年、国連国際法委員会が国家責任条文草案をまとめたことにより、国家責任が生じる要件・責任の範囲・適用除外等に関する一定のルールが明文化された。その結果、国は国際法違反行為を行った場合に国家責任を負うことが、国際法の規則として明文化された。

しかしながら、国際法違反でない行為(例として、原発・宇宙開発)によって周辺国に深刻な被害を与えた場合の責任については、責任主体(国、事業者)、責任発生要件、損害賠償の対象(経済的損失、健康被害、環境損害)・範囲(国、私人)等、国家実行・学説とも集約していない。むしろ、同年以降は国際法違反でない行為と国家責任に関する議論が活発になり、2001年は国家責任に関する議論の新たな幕開けとなった。

2. 研究の目的

本研究では、原発等の国際法違反でない行為が、周辺国に深刻な被害を与えた際の、責任主体、責任発生要件、損害賠償の対象に関し、グローバル化する国際社会に対応し得る共通規則を国際法とEU法を比較検討することにより明確にすることを目的とした。

第一に、国際法違反でない行為による国家責任に関する国際法の議論に関し、国際裁判所の判例、学説、国連国際法委員会の議論を整理した。

第二に、福島第一原発事故を機に原発関連法の整備を進めているEUの、加盟国の責任に関する法及び理論を分析・精査した。以上を基に、27の加盟国間に実効性ある共通の法秩序を構築するEUの法・適用制度が国際社会の共通規則の整備に応用され得るか、応用され得るとしたら如何なる点かという点を明らかにすることを試みた。

3. 研究の方法

本研究では、原発の操業等の国際法違反でない行為が、周辺国に深刻な被害を与えた場合の、責任主体、責任発生要件、損害賠償の対象に関し、グローバル化する国際社会に対応し得る共通規則を明確にすることを目的とした。その際に次の二点を検討の中心とした。

第一に、既存の原子力損害賠償条約の規定を精査した。さらに、国際法違反でない行為による国家責任に関する国際法の議論に関し、国際裁判の判例、学説、国連国際法委員会での議論を整理した。

第二に、福島第一原発事故を機に原発に関する法の整備を進めているEUにおける、加盟国の責任に関する法及び理論を分析・精査した。それにより、27の加盟国間に実効性のある共通の法秩序を構築するEUの法・適用制度が国際社会の共通規則の整備に応用され得るか、応用され得るとしたら如何なる点かという点について考察を試みた。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

国際法の動向

原発等の国際法違反でない行為によって生じた越境損害の責任主体について、国際法上の国家責任の理論で法的論拠を明確にすることは依然として困難である。その最大の理由は、原発等の操業は国の行為ではなく、民間の事業者が行う行為である点である。従って、国はその領域内の活動が近隣諸国に有害な影響をもたらさないように注意する義務を負うに過ぎず(いわゆる相当の注意義務)、仮に越境損害が生じた場合には、法理論的には国にその責任を負うことを義務づけることは困難であると考えられる。もちろん、原発等の事業主体は民間事業者であるが、通常、国の許可を受けて行われるため、国は事前に事業の安全性等を適切に審査した上で、当該事業を許可することとなるのであり、仮に事前審査や許可後の国の監督に係る何らかの不備があった場合には、国家の相当の注意義務違反が問題となる可能性は残っている。また、現在では、国内法で環境影響評価等を義務付けている場合が多く、事業の許可制度自体は国内法の規律範囲であるが、許可に必要なとされる要件や、許可後の安全基準・報告義務等の内容は多くの場合、IAEA等が採択した国際基準を反映している。また、IAEAやOECDを中心として、原発事故に係る損害賠償に関する条約が採択されており(パリ条約、ウイーン条約)、損害賠償に関しては、国家責任というより、金銭的賠償額を確保しようとする国際的な協力体制は構築されている。しかしながら、国際的な損害賠償制度は、1960年代当時のウイーン条約とパリ条約という二つの条約に分かれている状態は現在でも大きく変化しておらず、グローバル化する国際社会における統一的な法的枠組みの構築は、金銭的な損害賠償に関する法的枠組みについてさえ、困難である。そのような中、我が国は、原子力損害の補完的補償に関する条約(CSC)への加盟を決定した。同条約は、我が国を含め、いまだ締約国数は5か国と少ないが、事故による損害を補償するために全締約国が分担金を拠出するという、他の条約にはない特徴を備えており、グローバル化する国際社会における、原発事故による越境損害を効果的に補償する制度を担う可能性も有している条約である。しかしながら、既存の2条約の締約国がCSCに加盟する動きは見受けられず、国際的な法的枠組みとしての立場を得ている訳ではない。今後、本条約がどのような発展をとげていくのか、他の2条約との関係にも注視しながら、継続的にフォローすることが必要である。

EU法の動向

多数の国が国境を接しており、一国内の産業事故等が容易に隣国に影響を与えるEUにおいては、越境損害については早い段階から

対策が求められていた。その結果、1992年3月、国連欧州経済委員会は、産業事故による越境効果に関する条約を採択し、14のEU加盟国とともにEUも同条約に署名した。同条約では、署名国は、産業事故から人間及び環境を保護するための措置をとることが義務づけられている。具体的には、有害行為を明確に定義すること、国内の産業事故の危険性を減らすための措置を事業者に義務付けること、事故を防ぎ、事故による越境効果を最低限度に抑えるための措置をとること、そのための計画を作成すること、事故が起こった場合には影響を受ける可能性がある者に速やかに情報提供を行うこと等である。2000年、EUに対して法的拘束力を生じることとなった同条約であるが、原子力発電による事故、ダムに関連する事故等いくつかの事業を適用除外としている点、及び、事故の防止及び生じた際の対応を詳細に規定するものの、越境損害に係る具体的な賠償等について規定しているわけではない点に注意が必要である。

EUは、2004年に旧東欧諸国を含む10の新規加盟国を受け入れた。その後、EU市民権という概念をもとに、EU市民の保護に関する取組を推進した。その一環として、2007年、緊急事態における市民保護をEU域内で確立することを目的とした決定2007/779/ECを採択した。緊急事態とは、自然によるもの、技術的な原因によるもの、放射性物質によるもの、環境によるものを対象としており、海洋汚染やテロによる事態も対象としている。そのような緊急事態が生じた際には、EU加盟国が協力し、援助すること、また、そのための人員の訓練を行うこと、情報交換制度を構築することや、EU全域での早期警戒システムを構築すること等、原子力災害を含む、深刻な事態からEU市民を守るための制度設計に力点を置いた決定がEU全域で実施されている。この決定は、2010年、第三国での人道支援も含めた活動を含む形で拡張されている(2010年10月26日欧州委員会のコミュニケーション)。このように、EUは産業事故を含む、大規模な災害・緊急事態に際する協力体制、情報交換システム等の整備を進めている。

他方、EUでも、原発事故による損害賠償に関する統一的な法的枠組みの構築は、なかなか進んでおらず、各加盟国がパリ条約、又はウーン条約を締結するか、加盟国の国内法によって規律している。このことは、EUの権限との関係によると思われる。EUは権限付与の原則に基づき、リスボン条約で認められた権限のみを行使するのであるが、損害賠償に関する法の統一は、各国の私法の統一を含むこととなるため、EUと加盟国間での権限配分の問題や国内法の調和の問題が生じる。確かに、EU域内では、原発に関する共通の安全基準の制定及びその適用は実施されており、福島第一原発事故以降には、EUの主導により、EU域内の原発すべてに対するストレス

テストが行われた。

EUでは2004年に環境責任指令が採択されており、同指令によると、環境損害に関し、汚染者(=事業者)が全ての責任を負うことが義務付けられている。同指令は、経済的な損失の補償等を事業者の責任の対象とするのではなく、環境そのものに対する損害に係る事業者の責任を規定しており、既存の第三者責任条約とは性質を異にする。さらに、同指令は、原発や油濁汚染等、特定の活動を適用除外しているため、国際法違反でない行為による越境損害に係る責任を規定する新たな法的枠組みとして一般化することは適切ではない。しかしながら、同指令は、EU域内における危険性の高い事業活動を適用対象としており、そのような事業活動による損害が生じた場合には、事業者が責任を負うことを明示的に規定している点にかんがみると、原発事故等による越境損害に関する法的枠組みの構築にも多大な示唆を与え得る法である。同指令のEU域内での適用状況については、各加盟国の同指令の適用に関する報告書が提出されており、今年中には、欧州委員会の報告書が公表される予定であり、その内容が注目される。

法的、社会的背景が似通った国家の集合体であるというEUの特徴は忘れてはならないが、EU加盟国間における共通の損害賠償原則としての汚染者負担原則の導入を義務付けているEUの環境責任指令は、今後、グローバル化する国際社会における越境損害に伴う国際責任を考える上で、参照すべき法理論と考えられる。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

福島原発事故後、世界各国で原発の有無や代替エネルギーに関する議論が盛んに行われたが、越境損害に関する法的枠組みは、責任の所在や損害賠償の在り方等、法的議論はなかなか進んでいないところ、本研究は緊密化する国際社会における法による規律に関する議論に一石を投じることができると思われ、EU加盟国における環境責任指令の適用状況や、問題点についてさらに精査する必要があると思われる。

(3) 今後の展望

今日の国際社会では、民間事業者を含む私人の活動が国境を越えて行われる中、そのような私人に法的安定性を保証する上でも、世界共通のルール作りが望まれるところ、複数の国家が集まるEUの立法及びその適用は、世界の縮図として注目に値すると考えられ、今後もEU法が国際法秩序に与える影響を注視する必要性は高いと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

Chie Sato, The Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage (CSC) and Japan's Ratification Thereof, Meiji Law Journal Vol. 22, March 2015, pp.1-8.

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 智恵 (Sato, Chie)

明治大学・法学部・専任講師

研究者番号：80611904

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：